

公共用地境界確定線証明事務取扱要綱

令和7年6月

豊中市 財務部 資産管理課

(趣 旨)

- 第1条 この要綱は、豊中市市長部局所管及びこれに類する公共用地（以下「公共用地」という。）の公共用地境界確定線証明事務に関し、適正かつ効率的な事務の遂行を図るため、必要な事項を定めたものである。
- 2 前項の詳細を運用基準に、書式を様式集にて定めるものとする。

(定 義)

- 第2条 「公共用地境界確定線証明」とは、国土調査法に基づき豊中市が実施した「街区境界調査」，「官民境界等先行調査」，「都市部官民境界基本調査」および「一筆地調査」により調査した地区の公共用地とこれに隣接する土地（以下「申込地」という。）との全部の境界線について、座標（市境界点成果）により証明するものである。

(証明申込み)

- 第3条 公共用地境界確定線証明は、原則として所有者が、豊中市長に公共用地境界確定線証明申込書（以下「申込書」という。）を1部提出してこれを行う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 本市が行う公共事業での申込みの場合は、申込土地所管所属長又は、事業所管所属長とする。
- 3 国及び地方公共団体等が行う公共事業での申込みの場合は、公共用地の境界確定に関する権限のあるものとする。
- 4 申込地が複数筆に係る場合は、所有者が同一であることを要するものとする。
- 5 途中で所有者が変更された場合は、再度、申込書を提出しなければならない。

(代理人)

- 第4条 所有者は、公共用地境界確定線証明の申込みに係る事務を公共用地境界確定線証明事務代理人（以下「代理人」という。）に代理させなければならない。この場合、所有者は、代理人に行わせる事項を記載した委任状を申込書に添付しなければならない。

(添付書類)

第5条 第3条の申込みに当たっては、申込書及び下記の書類を順に添付するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 1) 印鑑登録証明書(個人の場合)
2) 印鑑証明書(法人の場合)
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)
- (4) 申込地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (5) 地図・地図に準ずる図面の写し(公図)
- (6) 位置図(申込地を着色)
- (7) 申込地及び周辺の地積測量図
- (8) その他豊中市長が必要と認める書類

(審査及び受理)

第6条 豊中市長は、申込書が提出されたときは、遅滞なく書類を審査し、申込み要件を満たしている場合にはこれを受理する。

(公共用地境界確定線証明書の通知及び受領書の提出)

第7条 豊中市長は、公共用地境界確定線証明書をもって通知するものとする。

- 2 所有者又は、代理人は、公共用地境界確定線証明書の受領に際し、受領書を提出しなければならない。
- 3 所有者又は、代理人は、豊中市手数料条例に定められた手数料を納付しなければならない。

(取下げ)

第8条 公共用地境界確定線証明書が不要となった等の場合、第3条第5項に該当する場合、所有者又は、代理人は、豊中市長に取下げ申込書を提出しなければならない。

- 2 豊中市長は、前項の取下げ申込書の提出があれば、申込書を返却するものとする。

(疑義)

第9条 この要綱を運用するにあたり、疑義が生じたときは、豊中市長と代理人又は、所有者は、十分協議し解決するものとする。

附則

- 1 この要綱は令和3年(2021年)4月1日から実施する。
- 2 平成18年10月20日付境界確定事務取扱要領は、これを廃止する。

附則

- 1 この要綱は令和4年(2022年)4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は令和7年(2025年)6月1日から実施する。